

国立大学法人鳴門教育大学と独立行政法人教職員支援機構の連携に基づき設置する
独立行政法人教職員支援機構地域センターに関する規則

平成31年 2月21日

規則第 2 号

改正 令和 2年 3月19日規則第19号

令和 8年 3月11日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学と独立行政法人教職員支援機構（以下「支援機構」という。）との連携協力に関する協定書に基づき、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第19条の2及び第20条の規定に基づき鳴門教育大学と支援機構が連携し設置する、独立行政法人教職員支援機構地域センター（以下「地域センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域センターは、両機関が相互に連携・協力の上、教職員研修の高度化、体系化の実現に一層寄与することを目的とする。

(設置)

第3条 地域センターは、鳴門教育大学に設置する。

(名称)

第4条 地域センターの名称は、「独立行政法人教職員支援機構鳴門教育大学センター(以下「センター」という。）」とする。

(業務)

第5条 センターにおいては、第2条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域のニーズに対応して、教職員の学びに関する取組を企画・実施すること。
- (2) 徳島県教育委員会と連携した研修の実施・評価に関すること。
- (3) 支援機構と教育委員会をつなぐネットワークの拠点に関すること。
- (4) その他センター所長が必要と認めること。

(学校支援コーディネーター室)

第6条 センターに、学校支援コーディネーター室を置く。

- 2 学校支援コーディネーター室は、センターの業務に係る企画立案・進捗管理及びプロジェクト等の推進に係る業務を担う。
- 3 学校支援コーディネーター室に関し必要な事項は、別に定める。

(会議)

第7条 センターに、事業の計画と実施に関して必要な事項を審議するため、センター会議を置く。

- 2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) センター所長
 - (2) 兼務を命じられた教員
 - (3) コーディネーター

3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。

4 議長は、センター会議を招集する。

5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) センターの運営方針に関する事。

(2) センターの年度業務実施計画に関する事。

(3) センターの予算に関する事。

(4) センターの業務の実施に関する事。

(5) その他センターの運営に必要な事項

(職員)

第8条 センターに、センター所長、兼務を命じられた教員、コーディネーター及びその他必要な職員を置く。

2 前項に定める職員のほか、センターに顧問を置くことができる。

(センター所長)

第9条 センター所長は、学長が指名する者をもって充てる。

2 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

3 センター所長の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(コーディネーター)

第10条 コーディネーターは、学校支援コーディネーター室に置き、徳島県教育委員会から派遣された職員をもって充て、教育委員会等との連携・調整等を担う。

2 コーディネーターに関し必要な事項は、別に定める。

(顧問)

第11条 顧問は、学外の有識者から学長が指名する。

2 顧問は、センターの運営に関し、指導及び助言を行う。

3 顧問に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 センターの事務は、企画戦略部地域共創課において処理する。

(細則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 施行日において任命されたセンター所長の任期は、第10条の規定に関わらず、令和2年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。